



安城市と三井不動産株式会社との地域活性化に関する包括連携協定書

安城市（以下、「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下、「乙」という。）は、相互連携の強化による安城市のより一層の活性化を目指し、次のとおり包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙（以下、「両者」という。）は、第2条に定める事項について相互に連携協定を進めることで、市民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的として、本協定を締結する。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、両者は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について連携協力するものとする。

- （1）子育て支援・青少年の健全育成・教育に関すること。
- （2）文化・スポーツの振興に関すること。
- （3）地域産業の振興・地産地消に関すること。
- （4）防災及び災害対策に関すること。
- （5）情報発信及び広域的交流に関すること。
- （6）市民の健康増進に関すること。
- （7）高齢者・障害者支援に関すること。
- （8）地域の安全・安心に関すること。
- （9）その他市民サービスの向上・地域の活性化に資すること。

（個別の事業等）

第3条 前条に定める連携協力事項に関して実施する事業の具体的な内容、実施方法等については、両者協議の上、別に定めるものとする。

（連携調整窓口）

第4条 両者は、連携協定を円滑かつ効率的に進めるために、それぞれ連携調整に関する窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。

- 2 本協定の期間満了日の1か月前までに、両者いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 3 両者の協議により合意した場合は、前条で定める有効期間に関わらず、本協定を改廃することができる。

（秘密保持）

第6条 両者は、第2条に掲げる連携協力事項に関連して知り得た相手方の秘密（当該相手方が秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。）を漏らしてはならない。

2 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、第2条に掲げる事項の実施により知り得た個人情報を第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。

3 両者は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前2項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、両者署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和7年2月21日